

公共交通を安心してご利用いただくために…



新型コロナウイルスの影響により、外出したくても不特定多数の方が利用する公共交通機関の利用を控える方もいらっしゃるのではないかと思います。

市内を運行するバス・タクシー・鉄道の各事業者は、利用者の皆さまに安心してご利用いただけるよう、感染対策として「運転手の体調管理の徹底」や「車内の定期的な消毒および換気」、「ビニールカーテンの設置」等、さまざまな取り組みを行っています。今後も皆さまに安心してご利用いただくために、引き続き感染防止への取り組みを行い、運行を続けていきます。

市民の皆さまには、マスクの着用や車内での会話を極力控えていただくなどの感染防止に留意したうえで、公共交通機関を積極的にご利用していただくようお願いいたします。

外出が必要な方のために運行を続けています

お客様の安全・安心のための取り組みを行っています!



マスク着用・健康管理をしています



常時窓開けによる換気をしています



定期的に清掃・消毒をしています

感染拡大を防止するためにご協力をお願いします!



乗車時のマスク着用をお願いします



会話を控えるようお願いいたします



ソーシャルディスタンス なるべく間隔を空けてご乗車下さい

◆ 問い合わせ ◆ 市役所 地域支援課 ☎57-8503

お墓を建てるには許可が必要です!



お墓を建てるには、個人・宗教法人等を問わず事前の協議や申請が必要です(墓地・埋葬に関する法律第10条)。建てる土地条件等により、いろいろな制限を受けますので、必ず環境対策課へご相談ください。特に用地が農地の場合は、事前に農業委員会でも別途手続きが必要です。また、埋葬されている遺骨や遺体を新しいお墓やお寺に納骨する場合も許可(改葬)が必要です。

※個人や不動産業者・石材店等が、墓地として造成し宅地のように分譲することはできません

◆ 問い合わせ ◆ 環境対策課 ☎57-8508

身体障害者等の方の軽自動車税(種別割)減免制度



対象 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかの交付を受けている方

減免の対象となる範囲

自動車の所有者 ※1	運転者	車両使用の内容	台数等
身体障害者本人	身体障害者本人	移動のため	1台車種は自家用のもの
身体障害者本人(18歳未満)・知的障害者本人・精神障害者本人、またはその方と生計を同一にする方 ※2	身体障害者等の方と生計を同一にする方または障害者等の方を常時介護する方 ※3	身体障害者等の方の通院・通学(通園)・通所・通勤のための送迎	

※1「所有者」…原則として、所有者が身体障害者の方の名義であること(=身体障害者の方が軽自動車税(種別割)の納税義務者になっていること)
※2「生計を同一にする方」…同居の親族が条件です(別居の場合は、扶養の関係が確認される場合のみ対象)
※3「常時介護する方」…障害者の方の通院等のために継続して日常的に(週1日以上、もしくは月4日以上)送迎する方

減免の要件

- 1 身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている方(障害者認定を受けた部位や等級によって減免の可否が異なりますので、お問い合わせください)
- 2 知的障害者の方は、療育手帳A1、A2の等級の交付を受けている方
- 3 精神障害者の方は、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方

※普通自動車税(種別割)の減免を受ける方は、軽自動車税(種別割)の減免を申請することはできません。普通自動車税(種別割)減免制度のお問い合わせ、および減免申請は、中央東税事務所(☎088-866-8510)へ

受付期間
4月1日(木)～
5月25日(火) ※厳守

★申請は毎年必要です。
前年減免認定を受けた方も必ず申請してください。

※前年減免認定を受けた方には、申請様式を4月上旬に送付します

▼申請に必要なもの

- 1 身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- 2 自動車検査証または写し
- 3 運転免許証(軽自動車等の運転者)または写し
- 4 マイナンバーが確認できる書類(マイナンバーカードまたは通知カード等)
- 障害者本人が申請する場合…マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードが必要です
- 代理人が申請する場合…障害者本人の申請に必要なものに加え、代理の方の本人確認ができる運転免許証などの顔写真身分証明書の写し、委任状が必要です

▼問い合わせ
市役所 税務収納課
市民税係 ☎57-8504



市役所職員をかたる不審な電話に注意してください!

市内で、市役所保険課等の職員をかたり「保険の還付金がある。受け取り期限が過ぎているが、銀行のATMで手続きができる」といい、ATMに誘導しお金をだまし取るという電話がかかっています。市ではATMでの還付金の手続きは行っていないため、相手にせず、すぐに電話を切ってください。不審な電話があれば、左記の窓口にご連絡ください。

■問い合わせ
市役所消費生活相談窓口
☎50-3013

新型コロナウイルス感染症 特別労働相談窓口

高知労働局では、新型コロナウイルス感染症の影響による特別労働相談窓口を設置し、さまざまな労働相談に対応しています。

■特別労働相談窓口
(高知労働局 雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー)
☎088-885-6027

香南市事業継続支援金事業を実施します!

高知県から飲食店等に対して営業時間短縮要請等が行われたことに伴い(令和2年12月16日、令和3年1月11日)、事業活動に大きな影響を受けた事業者に対して、市独自の支援金を給付します。

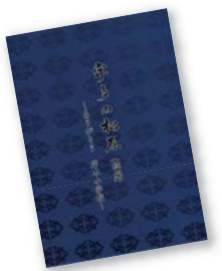
高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金を支給しており、今後も市内で事業を継続する意図がある方

③ 高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金給付決定通知書の写し
④ 高知県営業時間短縮要請の影響による売上減少等の証明申請書の写し
⑤ 通帳の写し等

詳細については、香南市ホームページをご確認ください。
■香南市ホームページ
https://www.city.koohi-konan.lg.jp/
■問い合わせ
・ 商工業者：市役所商工観光課 ☎50-3013 または ☎50-6693
・ 農林水産業者：市役所農林水産課 ☎50-3015



宇多の松原(続編) ありがとう岸本小学校



▲宇多の松原(続編)